

興道会だより

米沢仏教興道会 〒992-1443 米沢市大字笹野170番地 花の里内 TEL0238-38-3328 FAX0238-38-2198 発行責任者/玉木龍晃



第80回花まつり托鉢の出發法要(南部保育園にて)



米沢仏教興道会会長
玉木 龍晃

義援金托鉢のお礼

私も仏教興道会では、新潟県中越地震により被災された方々への義援金托鉢を、昨年10月30日・11月3日に致しました。募金並びに救護物資をお寄せいただきました皆様に深く感謝いたし、厚く御礼申し上げます。皆様の善意は、日本赤十字社山形県支部米沢地区の窓口を通じ、新潟県中越地震災害義援金に寄付させて頂きました。

お釈迦さまのお話にこんな話があります。ある森で沢山の動物が暮らしてました。ある日、近くで山火事が起こり、森に山から火が移りそうになりました。動物たちが森から逃げだそうとするとき、ある小鳥が小さいクチバシで、葉に水を汲んで、火事から森を守ろうとしました。他の動物は、冷やかな対応をしましたが、しかし小鳥は微力でも消火活動を止めませんでした。小鳥が力尽きる寸前、大雨が降り森は救われました。平穏な日常が森に戻ったとき、他の動物が小鳥に聞きなりました。「小鳥くん、なぜ君は消火をやめたんだい」。小鳥はいいました。「普段から僕は森に守られて生きています。その恩恵にいつも感謝している。だから微力だけど、森のために行動をしただけだ。」と。

当たり前と想っているものは、実は当たり前前ではない。私たちの社会についても同じことです。目に見える、または見えない無数の恩恵に感謝することが慈悲なのです。小鳥のように微力であっても、米沢仏教興道会は社会の要求に貢献していきたいと存じます。

平成17年度 事業計画

■とき/平成17年4月5日(火)
■時間/17:00~

正会員会総会



■とき/平成17年6月11日(土)
■時間/14:00~

花まつり

於:伝国の杜

■とき/平成17年10月

秋季戦没者慰霊祭

於:日朝寺

■とき/平成17年12月初旬

歳末助け合い募金活動托鉢

■とき/平成18年1月下旬

新年会

※上記の他、花まつり関係事業、検討諮問委員会、幹事会及び必要に応じて正会員会を開催。

平成16年度 事業報告

■とき/平成16年4月7日(水) ■時間/17:00~
正会員会総会 於:秀の家

■とき/平成16年6月5日(土) ■時間/14:00~
花まつり 於:伝国の杜

■とき/平成16年7月2日(金) ■時間/17:00~
正会員会 於:アクティ米沢

内容:任期満了による役員選出について

■とき/平成16年10月25日(月) ■時間/14:00~
秋季戦没者慰霊祭 於:関興庵

■とき/平成16年10月30日(土)・11月3日(水)
中越地震災害義援金募金托鉢活動

■とき/平成17年1月27日(水) ■時間/17:00~
正会員新年顔合わせ会 於:東京第一ホテル米沢

■とき/平成17年3月1日(火)

機関紙「興道会だより」第3号発刊

忙中感。



米沢仏教興道会
常務理事
藤戸 伊幸

興道会の事業のうち最初の出だしが大正9年の幼稚園であり、後に戦前から戦後にかけて託児所、保育所、養護施設へと転換されていった。本会が布教、教化、保護、更正、救済活動をしてきたとき、当時としては富裕な家庭の子女を対象とした幼稚園を始めたことは本会の歴史の中では珍しいことである。本会の原初の情熱が幼児教育に力を注ぎようとしたことが伺える。この時代では保育所を利用する家庭は、働かざるを得ない人たちであった。

本会が平成13年4月にプチャハウスを創設し、そこに地域子育て支援センターを併設したが、センターを利用する大半の母親が専業主婦であり保育に欠けない家庭の人たちである。保育所は、保育に欠ける家庭、働く人たちの利用施設として、本会幼稚園併設の昭和初期の託児所から昭和23年の児童福祉法施行による児童福祉施設として存続してきた。

さらに、米沢市ファミリーサポートセンターは平成11年4月に米沢市が設立、運営し、平成15年4月に本会に運営の委託がなされプチャハウスで事業を展開している。ファミリーサポートセンターを利用する人たちは、保育所を利用している人たちが多く、幼稚園児の親も

同じく利用している。保育所、幼稚園で対応できない部分、またその事業内容でない部分の子育て支援を行っている。このように、現在の保育所は、「保育に欠ける」ことを利用要件としていない事業が現実のものとなっている。この両センターの利用は、プチャハウスにおいても全国的にも年々増加の一方である。

今日、特に女性が働くことは普通なことである。従って、保育に欠けることは特別なことではなく一般的なことになってきている。平成12年に介護保険制度ができた背景には、介護が特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こり得る一般的なこととなったことに理由がある。同じく、「保育に欠ける」ことの一般化も制度を変える土壌となりつつある。

国は平成16年に、保育に欠けることを条件としない乳児・幼児の施設を創設しようとしてきた。実体的には、保育に欠ける子どもも幼稚園に入園している。保育に欠けるから保育所、保育に欠けないから幼稚園という従来の図式を制度的に変えようとしている。保育所でも幼稚園でもない第三の施設「総合施設」といわれるものである。

米沢仏教興道会の社会事業への取り組みの歴史を考えると、「子どもが育つ」「子どもを育てる」ことへの幼児教育と保育の情熱をもう一度思い出し、また本会が、生きようとする人たちが、生活する家庭への援護を行ってきた歴史をも踏まえ、子ども達が時代に翻弄されることがないように、制度の如何を問わず真の子育ち、子育ては何かを考えていきたいと思うものです。

